



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

本文へ

Multi language



文字サイズ 標準 拡大

出入
国在
留管
理庁

公表
情報

各種
手続

在留
支援

相談
窓
口・
情報

関係
法令

入管
政
策・
統計

調
達・
採用
情報

- 外国人在留総合インフォメーションセンター等 ワンストップ型相談センター
- 外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）における相談
- 外国人との共生施策に係る御意見・御要望（御意見箱） パブリック・コメント
- 入管法違反者に関する情報提供 職員等の違法又は不適正と思われる行為に関する情報提供
- セクハラ事案についての通報・相談 公益通報

1	日時 平成16年6月25日（金）午後2時～午後3時50分
2	場所 法曹会館・高砂の間
3	出席者（敬称略）

(1)	第四次出入国管理政策懇談会 楠川 絢一（座長）、紀陸 孝、グレゴリー・クラーク、須賀 恭孝、多賀 公 中谷 巖、前田雅英、目黒依子、吉川 精一
-----	---

日本語

ページトップ

(2)) 法務省入国管理局 増田入国管理局長、四宮官房審議官、高宅入国在留課長、田村審判課長、百々登録管理官、榊原参事官、石田出入国情報管理室長、上原入国管理企画官
-----	--

4	会議経過

	専門的、技術的分野と評価し得る新たな分野への外国人労働者の受入れ問題等について、入国管理局から説明を行った後、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。
--	---

○	看護師は不足しているが、資格があっても働いていない人が多くいる。これは、残業など就労環境が厳しく、働きたくても働けないのが実情ではないか。
○	看護師については、専門性を担保した上で徐々に受入れ範囲を広げていくのが現実的な政策であると思われる。
○	看護、介護分野等について、単に足りないから外国人労働者を受け入れるということではなく、レベルの高い人材を育成して、人的国際交流を進めるという観点が重要である。
○	欧米では現実に看護師が不足しており、このような国では外国人看護師の受入れを行っているが、受け入れ国、送出し国双方にとってプラスであるとの評価がなされている。

	能力を高めていくような受入れ方法が実効的ではないか。
○	留学生等として来日し、日本で看護分野の教育を受けた上で就労し、我が国で取得した資格を本国で活かすような枠組みが構築されれば、送出し国への貢献にもなる。
○	日本語のコミュニケーションは不可欠であり、日本語で日本の看護師資格を取得することは、入国を認める際の最低限の条件である。
○	英語圏の外国人患者のために、英語を解する看護師も必要であり、日本語の条件は柔軟に考えてもいいのではないか。専門分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進する観点から、そのような看護師の受入れも必要ではないか。
○	看護師資格を有しているものの、育児、介護等を理由に就業できない人が多い状況の中で、受入れを進めるべきか疑問がある。
○	女性が主たる対象となる分野で労働者を受け入れる際には、人身取引等の問題が絡む可能性を常に念頭に置いておくべきである。
○	ホームヘルパーの1～3級の課程を修了した者は200万人以上おり、実際問題としてどのような場面で不足しているのかわからない。単に諸外国からの受入れ要望に応えればいいという問題ではない。
○	介護分野については、単純労働力の受入れにつながる可能性も否定できないので、慎重に検討すべきではないか。
○	介護分野については、専門性の高い人材を国内で養成中であり、外国人労働者の受入れによりレベルの低下を招くおそれがあるのではないか。
○	家事使用人の受入れについては、当該外国人の母国の言語、文化による ^レ われ、それが問題となっている例も諸外国にはある。

○	家事使用人の受入れについては、英語教育等の面でもメリットがあるのではないかと。
○	受入れの議論をするに当たっては、どの分野を専門的、技術的と定義付けるか明確にする必要がある。

	なお、外国人労働者受入れ問題に関するこれまでの議論を集約したところ、その主なポイントは以下のとおり。
--	--

○	日本の経済社会の多様化、活性化等のため、幅広い高度人材を受け入れていくべきである。
○	高度人材の受入れについては、入管法上の障害は少ないと思われるが、更なる動機付けのため、制度的な対応についても検討していくことが望ましい。
○	看護師については、受入れ基準の緩和等について検討し、他方、介護分野の受入れについては、慎重な検討が必要である。
○	外国人の受入れは、経済的にはプラスとなるが、社会的な影響も考慮する必要がある。
○	産業構造の高度化が更に進展しても中小企業は必要であり、そのような現場では国内労働力では充足できない状況にある。
○	単に人材不足や人手が足りないという理由で外国人労働者の受入れを考えるのではなく、労働環境の改善等の努力を併せて行う必要がある。

ページトップ

日本語

○	外国人の受入れの検討に当たっては、国際交流という観点も考慮する必要がある。
○	中・長期的な観点から外国人の受入れを考えた場合、日本語能力や資格等一定の能力を確保するためのポイント制による受入れシステムも検討に値する。
○	受け入れた外国人労働者の適正な管理のためには、関係機関の緊密な連携など政府全体の取組が特に重要である。

	(文責 法務省入国管理局)
--	---------------

出入国在留管理庁 紹介

出入国在留管理庁の
概要

地方出入国在留管理
官署

庁舎の移転・整理統
合

情報発信

日本に入国された外
国人のみなさまへ～
新規入国者向けガイ
ダンスページ～

公表情報

プレスリリース

更新情報

各種公表資料

その他の公表情報

各種手続

手続の種類から探す

在留資格から探す

Q&A

情報公開

個人情報保護

公文書管理

在留支援

外国人生活支援ポ
ータルサイト

外国人在留支援セン
ター(FRESC/フレ
スク)

ページトップ

日本語

付

受

関係法令

入管政策・統計

調達・採

外国人在留総合イン
フォメーションセン
ター等

ワンストップ型相談
センター

外国人在留支援セン
ター（FRESC／フレ
スク）における相談

外国人との共生施策
に係る御意見・御要
望（御意見箱）

パブリック・コメン
ト

入管法違反者に関す
る情報提供

職員等の違法又は不
適正と思われる行為
に関する情報提供

セクハラ事案につい
ての通報・相談

公益通報

関係法令

国会提出法案

最近の入管法改正

入管政策・白書

特定技能制度

外国人との共生施策

統計

パブリックコメント

調達情報

採用案内



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞
が関1-1-1 中央合同庁舎6号館
TEL03-3580-4111（法務省代表）
（法人番号：7000012030004）

[サイト
マップ](#)

[リンク・著作
権等について](#)

[出入（帰）国記録に係
る開示請求について](#)



外国人在留支援センタ ー（FRESC）

〒160-0004 東京都新宿区四谷
1-6-1 四谷タワー13階
TEL0570-011000（代表）
※出入（帰）国記録、外国人登
録原票等の開示請求について
のお問合せはこちら
情報システム管理室出入国情報
開示係 TEL03-5363-3005

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All

[ページトップ](#)

日本語